

之が休業半ニシテ労働者側ノ勧奨ヲ恐レ同月ニテ六ノ休業ヲ  
 打切り一先業務ヲ復旧シタモ現状維持ハ到底至難ナリトシ  
 之が前後兼テ議スヘク本月九日組合中務課ニ於テ總會  
 ヲ開キ對策協議ノ結果本月三ノキヨリ  
 A. 労働賃銀ヲ七分値下スルコト  
 B. 三割ノ焼減ヲ容ルルコト  
 C. 二項ヲ決議シ四月十日労働者側ニ此者通告セリ  
 一才労働者側ハ各月中十日以上ノ休業ヲ断リサレモ計順  
 ニ切迫ス際終上賃銀七分値下並ニ三割ノ焼減ハ到底忍ビ  
 難シトテ強硬ニ反対シ遂ニ争議ヲ見ルニ到レリ